

(趣旨)

第1条 この要領は、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（昭和51年3月31日締結。以下「協定書」）の規定に基づき四国電力㈱から通報連絡され又は報告される伊方原子力発電所（以下「発電所」という）に係る異常（正常状態以外のすべての事態）の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 県は、四国電力㈱から通報連絡され又は報告される発電所に係るすべての異常に関する事項を公表する。

2 県は、公表に当たっては、透明性の確保を図るとともに、発電所の異常の内容、程度等について、県民に分かりやすく、適時・的確な情報を提供するものとする。

(公表事項等)

第3条 公表事項及び公表内容は、次のとおりとする。

公表事項	四国電力㈱から通報連絡される発電所に係るすべての異常の発生と経過	四国電力㈱から報告される発電所の設備のすべての異常の原因と対策
公表内容	①お知らせ（様式第1号） ②四国電力㈱からの通報連絡 ③添付書類（異常の内容に応じて添付） <ul style="list-style-type: none"> ・発電所の配置図 ・発電所の基本系統図 ・専門用語等の解説 ・周辺環境放射線調査結果 	①お知らせ（様式第2号） ②四国電力㈱からの報告

(公表方法)

第4条 公表方法は、次のとおりとする。

- (1) 報道機関への発表又は資料提供
- (2) 県ホームページへの掲載（発電所の配置図は除く。）
- (3) 閲覧（県庁、原子力センター、伊方原子力広報センター（発電所の配置図は除く））

(公表時期)

第5条 公表時期は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 発電所の異常の公表内容等の問い合わせについては、県民環境部環境局環境政策課が対応する。

附 則 この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成16年9月9日から施行する。

附 則 この要領は、平成22年10月1日から施行する。

別表

1 発電所に係る異常の発生及び経過の通報連絡の場合

区分	内 容	公表時期	
		報道機関	県ホームページ 閲 覧
A	(1) 協定書第 11 条第 2 項第 1 号から第 10 号までに掲げる事態が発生したとき (2) その他次に掲げる社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態が発生したとき ア 発電所の周囲地域で震度 5 弱以上又は発電所で 20 ガル以上の地震を観測したとき イ 労働災害等により救急車の出動を要請したとき ウ 異常な音を発生したとき又は蒸気の異常な放出をしたとき エ 油、薬品等が敷地外に異常に漏えいしたとき。 (周辺環境に影響を与えないものを除く。) (3) その他特に重要と認められる事態が発生したとき	直ちに公表	直ちに掲載
B	(1) 管理区域内における設備の異常が発生したとき (2) 発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化があったとき (3) 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限が、一時的に満足されないと判断されたとき (4) その他重要と認められる事態が発生したとき	通報連絡後 48 時間以内に 公表	通報連絡後 48 時間以内に 掲載
C	A及びB以外の事項	毎月 10 日に 前月分を公 表(10 日が 勤務日以外 の場合は、次 の勤務日と する。)	毎月 10 日に 前月分を掲 載(10 日が 勤務日以外 の場合は、次 の勤務日と する。)

2 発電所の設備の異常の原因と対策の報告の場合

毎月 10 日(10 日が勤務日以外の場合は、次の勤務日)に、前々月に通報連絡のあった異常に係る原因と対策の報告を公表する。

ただし、緊急に公表する必要があるもの及び原因調査に時間を要するものについては、公表時期を変更するものとする。

No.	発生 (通報) 年月日	県公表 年月日	異常の概要	国 の 報 告 対 象	県 の 公 表 区 分	号 機 別	管 理 区 域	異常 の 種 類
1	21.4.21	21.4.22	作業員の救急搬送	無	A	2	外	負傷等
2	21.5.14	21.5.14	作業員の負傷	有	A	1,2	内	負傷等
3	21.5.17	21.6.10	環境モニタリング盤の伝送装置の異常	無	C	1,2,3	外	設備故障
4	21.5.21	21.6.10	送電線の電力変換器の異常	無	C	1,2	外	設備故障
5	21.5.26	21.6.10	警備員の負傷	無	C	—	外	負傷等
6	21.6.21	21.6.22	加圧器水位計の検出器元弁の異常	無	B	2	内	設備故障
7	21.6.27	21.6.27	作業員の救急搬送	無	A	2	内	負傷等
8	21.6.27	21.7.10	主給水ポンプの空気抜き弁の異常	無	C	2	外	設備故障
9	21.7.1	21.7.1	タービン動補助給水ポンプの運転上の制限の逸脱	無	B	2	外	設備故障
10	21.7.8	21.8.10	給水加熱器水位制御器からの水漏れ	無	C	2	外	設備故障
11	21.7.10	21.8.10	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気ドレン弁からの蒸気漏れ	無	C	1	外	設備故障
12	21.7.21	21.8.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1	外	系統ショック
13	21.7.21	21.8.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1,2	外	系統ショック
14	21.7.22	21.8.10	モニタリングポストNo.4の伝送装置の異常	無	C	1,2,3	外	設備故障
15	21.7.24	21.8.10	海水淡水化装置洗浄攪拌ブロワの故障	無	C	3	外	設備故障
16	21.7.25	21.8.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1,2	外	系統ショック
17	21.7.25	21.8.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1,2	外	系統ショック
18	21.7.28	21.8.10	海水電解装置からの海水漏れ	無	C	1,2	外	設備故障
19	21.7.28	21.8.10	海水淡水化装置埋設配管からの海水漏れ	無	C	1,2	外	設備故障
20	21.7.31	21.8.10	海水淡水化装置建屋内での塩酸の漏えい	無	C	3	外	設備故障
21	21.8.3	21.9.10	作業員の負傷	無	C	1,2,3	外	負傷等
22	21.8.16	21.9.10	2次系補機冷却用海水配管からの海水漏えい	無	C	1	外	設備故障
23	21.9.2	21.10.13	海水温度上昇による熱効率低下に伴う電気出力の低下	無	C	1	外	その他
24	21.9.5	21.10.13	警備員の負傷	無	C	3	外	負傷等
25	21.9.18	21.10.13	モニタリングステーションじんあいモニタの異常	無	C	1,2,3	外	設備故障
26	21.9.25	21.9.25	復水器への海水の混入	無	A	3	外	設備故障
27	21.9.26	21.9.26	作業員の救急搬送	無	A	1,2	外	負傷等
28	21.11.10	21.12.10	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1	外	系統ショック
29	21.11.12	21.11.12	アスファルト固化装置補助蒸気供給配管からの蒸気漏れ	無	B	2	内	設備故障
30	21.11.17	21.12.10	アスファルト固化装置の配管からのアスファルトの漏えい	無	C	2	外	設備故障
31	21.11.19	21.11.19	一次冷却材中のキセノン濃度の上昇	無	B	3	内	設備故障
32	21.11.20	21.11.20	蒸気発生器熱出力の変動による運転上の制限の逸脱	無	B	1	外	設備故障
33	21.12.9	22.1.12	セメント固化装置廃棄物処理室空調装置の異常について	無	C	3	外	設備故障
34	21.12.15	21.12.16	雑固体処理建屋の高圧圧縮減容装置からの油漏れ	無	B	1,2,3	内	設備故障
35	22.1.3	22.2.10	海水淡水化装置塩酸注入系統からの塩酸の漏えい	無	C	3	外	設備故障
36	22.1.8	22.2.10	岸壁クレーン軸受部からの油漏れ	無	C	1,2,3	外	設備故障
37	22.1.10	22.1.10	ほう酸濃縮液ポンプのドレン配管接続部からの水漏れ	無	B	3	内	設備故障
38	22.1.13	22.2.10	低圧タービンの内部部品の固定ボルト廻り止めピンの欠損	無	C	3	外	設備故障
39	22.2.5	22.2.5	制御棒位置指示装置の異常	無	A ^{注1}	2	外	設備故障
40	22.2.17	22.2.17	作業員の負傷	有	A	1,2,3	外	負傷等
41	22.2.19	22.2.19	作業員の負傷	有	A	1,2	内	負傷等
42	22.3.5	22.3.5	湿分分離加熱器ドレンタンクのドレン弁からの蒸気漏えいについて	無	C ^{注2}	3	外	設備故障
43	22.3.10	22.4.12	系統ショックによる電気出力の瞬間変動	無	C	1	外	系統ショック
44	22.3.11	22.4.12	作業員の負傷	無	C	3	外	負傷等
45	22.3.14	22.4.12	低圧給水加熱器ドレンポンプの異常	無	C	2	外	設備故障
46	22.3.15	22.3.15	充てんポンプのミニマムフロー弁の異常	無	A ^{注1}	3	内	設備故障
47	22.3.29	22.3.30	使用済燃料ピットの手すり固定ボルトの落下防止金具の折損	無	B	1	内	設備故障
平成21年度合計				A : 9 B : 8 C : 30 計 : 47				

注1：国の判断に時間を要したため、A区分として公表。

注2：C区分の設備故障であるが、伊方3号機プルサーマルの調整運転中のため、即日公表。

資料9-3 平成21年度伊方原子力発電所周辺環境放射線等調査計画（愛媛県実施分）

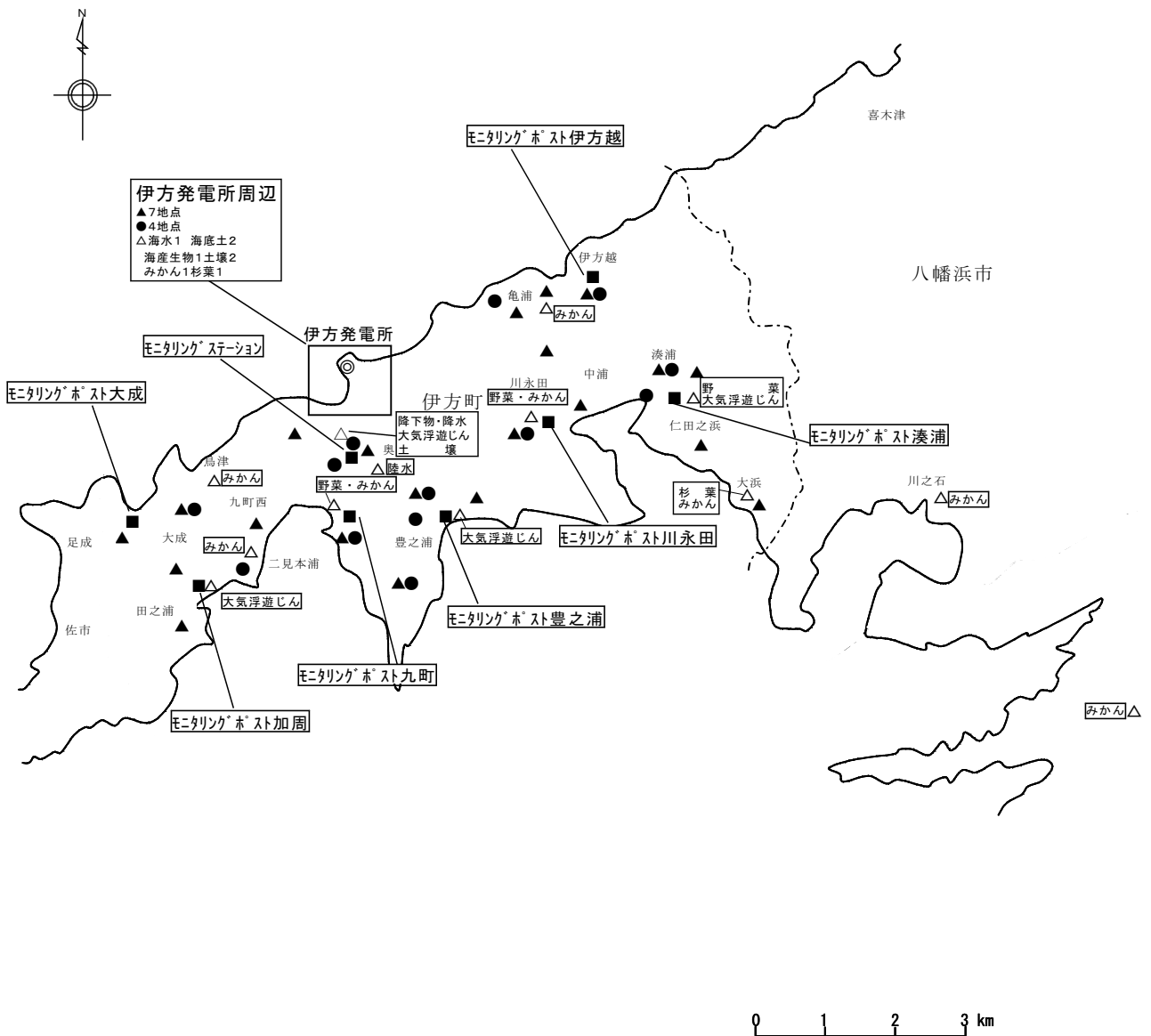
調査項目	調査地点		調査頻度等	調査件数				備考	頻度	国のモニタリング指針(注2)	備考
	地点数	地名		ガンマ線放射線核種	トリチウム(H-3)	ストロンチウム(Sr-90)	ヨウ素(I-131)				
空間放射線	1	九町	連続						連続	NaI(Tl)電離箱	
	7	伊方町、九町、湊浦、川永田、豊之浦、二見(2)	連続							NaI(Tl)電離箱	
	10	亀浦、発電所周辺、九町(2)、豊之浦、川永田、湊浦、二見、八幡浜市、松山市	4.7、10.1							NaI(Tl)電離箱	
	6	発電所周辺、九町、川永田、湊浦、九町、松山市	5.8、11.2							NaI(Tl)電離箱	
	6	伊方町(5)、松山市(1)	7、1							NaI(Tl)電離箱	
	68	伊方町(39)、八幡浜市(15)、大洲市(8)、西予市(6)、松山市(1)	4~6 10~12							NaI(Tl)電離箱	
	3	伊方町(3)	5.8、11.2							NaI(Tl)電離箱	
	30	伊方町(22)、八幡浜市(3)、大洲市(2)、西予市(2)、松山市(1)	四半期毎							NaI(Tl)電離箱	
	1	九町	連続							NaI(Tl)電離箱	
	5	九町、湊浦、豊之浦、二見、松山市	4.7、10.1	2	20		20			NaI(Tl)電離箱	
1	九町	4.7、10.1	1	4	1	4	1		NaI(Tl)電離箱		
3	九町、川永田、湊浦	4.7、10.1	3	12	3	3	3		NaI(Tl)電離箱		
10	九町、川永田、湊浦、川永田、二見、八幡浜市(2)、伊予市	11	10	10		3			NaI(Tl)電離箱		
2	九町、川永田、湊浦	12、1	3	6	1	6			NaI(Tl)電離箱		
2	九町、大浜	5.8、11.2	2	8		4			NaI(Tl)電離箱		
2	九町、松山市	毎月1回	2	24	4	2			NaI(Tl)電離箱		
4	平野、透陽、海	5.7、9.11	1	4	4	4			NaI(Tl)電離箱		
4	平野、透陽、北東、平野沖入江	5.7、9.11	2	8	8	8			NaI(Tl)電離箱		
4	九町、海	4.7、10.2	1	4	1	4			NaI(Tl)電離箱		
4	九町、海	4.7、10.2	1	4	1	4			NaI(Tl)電離箱		
4	九町、海	4.7、10.2	1	6	2	1			NaI(Tl)電離箱		
1	九町	連続							NaI(Tl)電離箱		
8	九町(2)、伊方町、湊浦、川永田、豊之浦、二見(2)	連続							NaI(Tl)電離箱		

(注1) 空間放射線(線量率)の定点定期測定については、伊方地域の放射線レベルを把握するとともに、空間放射線等の情報を目的で各種の測定機器を用いた測定する計画となっている。

(注2) 国のモニタリング指針には「環境放射線モニタリングに関する指針」(原子力安全委員会 平成20年3月改訂)を用いた。

資料9-4 環境放射線測定点及び試料採取地点図

モニタリングステーション及びモニタリングポスト	■
シンチレーション式線量率計等	▲
モニタリングポストイント(積算線量)	●
環境試料	△



資料9-5 環境放射線測定点図

